

審査基準整理票

処分名	指定居宅介護支援事業者の指定の更新		
根拠法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項）第79条の2	
基準法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項）第79条の2	
	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）		
	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）		
	大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年3月20日条例第53号）		
	大津市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成18年3月17日規則第25号）		
所管部署	健康福祉部（局）	福祉指導監査課（室）	
標準処理期間	30	日	法定処理期間
			日
【審査基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 		
参 考	<p>[根拠法令]</p> <p>介護保険法 （指定の更新）</p> <p>第七十九条の二 第四十六条第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p>		

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。